

「商品CFD取引の契約締結前交付書面」新旧対照表

平成26年3月20日

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 商品CFD取引の概要</p> <p>(1) 取扱銘柄</p> <p>当社では、商品現物CFD・商品先物CFDを取扱います。</p> <p>(a) 商品現物CFD</p> <ul style="list-style-type: none">商品現物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。商品現物CFD価格は対象となる原資産の商品現物先物の市場価格に連動します。商品現物CFD価格はインターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。 <p>(b) 商品先物CFD</p> <ul style="list-style-type: none">商品先物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。商品先物CFD価格は対象となる原資産の商品先物の市場価格に連動します。<u>商品先物CFD価格は原資産市場において取引されている最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。</u>	<p>1. 商品CFD取引の概要</p> <p>(1) 取扱銘柄</p> <p>当社では、商品現物CFD・商品先物CFDを取扱います。</p> <p>(a) 商品現物CFD</p> <ul style="list-style-type: none">商品先物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。商品先物CFD価格は対象となる原資産の商品先物の市場価格に連動します。商品現物CFD価格はインターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。 <p>(b) 商品先物CFD</p> <ul style="list-style-type: none">商品先物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。商品先物CFD価格は対象となる原資産の商品先物の市場価格に連動します。
<p>4. 注文の執行方法</p>	(新設)

新	旧
<p><u>(1) 成行注文</u></p> <p>成行注文は注文価格を指定せず、銘柄の別、取引の数量、注文の種類(売買の別)のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差(これを「スリッページ」といいます)が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。</p> <p>成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点における当社の配信価格(以下、「基本価格」といいます)がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、または、お客様が注文時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、お客様の成行注文は当該基本価格で全数量約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には全数量の注文受付が拒否されます。スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、基本価格の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、基本価格が有効な市場価格ではないものとして注文が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(スリッページ許容幅の設定方法については、操作マニュアルをご確認ください。)</p>	

新	旧
<p><u>(2) 指値注文</u></p> <p>指値注文は、お客様が注文価格を指定して発注する注文です。指値注文は、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り指値注文は、基本価格のビッド価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、基本価格のアスク価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。</p> <p><u>(3) 逆指値注文</u></p> <p>逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。逆指値注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。</p> <p>売り逆指値注文は、基本価格のビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、買い逆指値注文は、基本価格のアスク価格がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行します。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間にスリッページが発生する場合があります。</p> <p>※前述「2.(7) 追加証拠金制度」にある強制決済の執行について</p>	

新	旧
<u>は、成行注文と同じ扱いとなります。</u>	
<u>5. 証拠金の差し入れ</u> お客様は、証券CFD取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。	<u>4. 証拠金の差し入れ</u> お客様は、証券CFD取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。
<u>6. 反対売買によるポジションの返済</u> 保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。	<u>5. 反対売買によるポジションの返済</u> 保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。
<u>7. オープン（取引開始）時の約定ルールについて</u> <u>オープン時に有効となっている指値注文及び逆指値注文（売り、買い、新規、決済を問わない）は、同時点でその約定条件を満たしている場合、オープンレート（取引開始後最初の提示レート）で約定します。したがって、指値注文、逆指値注文に関わらずスリッページが発生する可能性があります。</u>	(新設)
<u>8. 取引成立の報告</u> お客様の証券CFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。	<u>6. 取引成立の報告</u> お客様の証券CFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

新	旧
<p><u>9. 電磁的方法による書面の交付</u> 当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。</p>	<p><u>7. 電磁的方法による書面の交付</u> 当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。</p>
<p><u>10. その他</u> 当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社コールセンターまでご照会ください。</p>	<p><u>8. その他</u> 当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社コールセンターまでご照会ください。</p>